

学校給食調理業務委託にかかる受託辞退に対する対応

学校教育部保健給食課

1 概要

平成 26 年 11 月 21 日に契約した大平台小ほか 3 校にかかる学校給食調理業務委託について、平成 27 年 3 月 30 日に受託者から辞退の申し出があった。

- ・対象校 大平台小、入野小、篠原小及び入野中
- ・給食数 児童、生徒及び教職員の合計 3,044 食
- ・履行期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

上記辞退申し出に基づき、平成 27 年 3 月 30 日付通知にて業務委託契約を解除

2 対応

(1) 学校給食の代替手段の確保

短期間での給食再開は困難であったため、外注弁当の提供にて対応
期間 1 学期中（平成 27 年 4 月から 7 月）

(2) 受託を辞退した業者への対応

- ・契約解除に伴う違約金の請求
- ・入札参加停止措置

停止期間 6 か月（平成 27 年 5 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日まで）

3 補正額 120,000 千円（債務負担行為設定 221,764 千円）

- ・1 学期における外注弁当調理業務委託費
- ・2 学期以降の学校給食調理業務委託費（4 校分）

4 債務負担行為

- ・事 項 給食調理業務委託費（大平台小ほか 3 校分）
- ・期 間 平成 27 年度から平成 30 年度まで
- ・限度額 221,764 千円

（平成 28 年度：73,020 千円、平成 29 年度～平成 30 年度：各年度 74,372 千円）